

大阪市食環境づくり推進事業実施要領

1 目的

健康寿命の延伸を最終目的とし、生活習慣病のリスク低下、すこやか大阪(第2次後期)の目標である、適正体重の維持と糖尿病有病者割合の増加抑制に向け、健康的な食生活を送ることができるよう、働き盛り世代に多い健康無関心層が自然に健康になれる食環境をつくる。また、事業内容を広く周知することにより、食生活改善に向けた機運醸成を図り、自らの食生活の改善を実践する市民の増加を目指す。

2 対象

市民、飲食店等

3 実施機関

健康局健康推進部健康づくり課、保健所管理課

4 事業の内容

- (1) 野菜をたくさん食べることができる飲食店等の登録
- (2) 野菜をたくさん食べることができる持ち帰り弁当の登録
- (3) 期間限定【やさい100TABE店】事業の実施
- (4) 市民への啓発

5 実施方法

- (1) 野菜をたくさん食べることができる飲食店等【やさいTABE店】【やさい朝TABE店】

ア 対象

大阪市内に店舗等を有する飲食店等(持ち帰り及び宅配事業者も含む)

イ 登録要件

- ①やさいTABE店 別表個別要件1及び、共通要件を全て満たすこと。
- ②やさい朝TABE店 別表個別要件2及び、共通要件を全て満たすこと。

ウ 登録及び申し込み

- ①申請者は、登録申込書(第1号様式)を市長あて提出するものとする。
- ②市長は、提出された登録申込書の内容を確認の上、本市ホームページに掲載する。

エ 登録内容の変更

- ①申請者は、登録申込書の記載に変更があった場合は、速やかに登録変更届(第2号様式)を市長に提出するものとする。
- ②市長は、提出された登録変更届の内容を確認の上、必要に応じ本市ホームページの修正を行う。

オ 登録の中止

- ①申請者は、登録要件を満たさなくなった場合又は登録の取りやめを希望する場合は、登録中止届(第3号様式)を市長に提出するものとする。
- ②市長は、提出された登録中止届の内容を確認の上、本市ホームページから情報を削除する。

カ 登録の取り消し

- ①市長は、下のいずれかに当てはまる場合、登録を取り消すとともに、本市ホームページから情報を削除するものとする。
 1. 登録要件を満たさないことが確認されたとき
 2. 申請者と連絡が取れなくなったとき
 3. その他適当でないと判断したとき

(2) 野菜をたくさん食べることができる持ち帰り弁当【やさい TABE 弁】

ア 対象

大阪市内に店舗等を有する飲食店等(持ち帰り及び宅配事業者も含む)

イ 登録要件

別表個別要件3及び共通要件を全て満たすこと。

ウ 登録及び申し込み

①申請者は、登録申込書(第4号様式)を市長あて提出するものとする。

②市長は、提出された登録申込書の内容を確認の上、本市ホームページに掲載する。

エ 登録内容の変更

①申請者は、登録申込書の記載に変更があった場合は、速やかに登録変更届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

②市長は、提出された登録変更届の内容を確認の上、必要に応じ本市ホームページの修正を行う。

オ 登録の中止

①申請者は、登録申込書の要件を満たさなくなった場合又は登録の取りやめを希望する場合は登録中止届(第6号様式)を市長に提出するものとする。

②市長は、提出された登録中止届の内容を確認の上、本市ホームページの情報を削除する。

カ 登録の取り消し

①市長は、以下のいずれかに当てはまる場合、登録を取り消すとともに、本市ホームページから情報を削除するものとする。

1. 登録要件を満たさないことが確認されたとき
2. 申請者と連絡が取れなくなったとき
3. その他適当でないと判断したとき

(3) 期間限定【やさい 100TABE 店】

ア 対象

大阪市内に店舗等を有する飲食店等(持ち帰り及び宅配事業者も含む)

イ 登録要件

別表個別要件4及び共通要件を全て満たすこと。

ウ 実施期間

10月1日から10月31日の1か月間とする。(店舗の休業日を除く。)

エ 申し込み

①申請者は、登録申込書(第7号様式)を市長あて提出するものとする。

②市長は、提出された登録申込書の内容を確認の上、本市ホームページに掲載する。

オ 事業の実施

登録された店舗においてウの期間中、個別要件4に該当するメニューの提供を行う。

(4) 市民への啓発

市長は市民に対し、登録店舗等の周知と食生活改善、野菜摂取量増加の啓発を行う。

6 附則 本要領は令和2年5月25日から適用する。